

『扶桑五山記』の一考察

— 五山住持入寺年表 —

山 口 隼 正

A Study of the Fusou-Gozanki

— A chronological Table of the chief Monks' Entrance to the five principal Zen Temples in medieval Japan —

Takamasa YAMAGUCHI

「扶桑五山記」は、中世の、日本・中国両国の五山制度の諸面を通覧する上で最も便利な史料、ハンドブックだといえよう。これは、昭和三十八年、玉村竹二氏の校訂により「鎌倉市文化財資料」二として刊行された（鎌倉市教育委員会発行）。その後、私も、その記事に大いに興味をもち、史料としての多角的利用法を鑑み、「日本歴史」三八一号に「扶桑五山記索引雑考」を成した（昭和五十五年）。そこで、日本の五山各寺の塔頭数を派別に表示したり、日本禅院境致索引（五山、十刹、諸山）を作成し、掲載した。この刊本「扶桑五山記」は、久しく稀覯本になっていたので、やがて昭和五十八年、臨川書店から復刊されることになった。それに際して、私は、玉村先生に随行、二人で早春の瑞泉寺（嘗

て十刹。鎌倉市二階堂所在。当時の住職大下豊道氏）に赴き原本拝見の機会に恵まれた。また先生からご指示があつて、この復刊本に新たに索引を付けることになり、その作業を任された。そこで境致（中国禅院境致、日本五山・十刹・諸山境致）、五山塔頭（日本）、住持（五山住持位次、十刹・諸山開山。いずれも日本）について索引を作成し、それを復刊本の末尾に収録した。

それから十五年余り経ったが、「扶桑五山記」作業の一環として、ここに「五山住持入寺年表」（日本関係。以下「本表」と称す）を作成し、適宜それに注を施しつつ、若干考察してみた。今後、この方面の研究とか、史料編纂などに、聊かでもお役に立てば幸いである。

本表を作成するに当たり、次のようなことに留意した。それに伴い、気付いた点も示しておく。

① 「扶桑五山記」所収の各五山の「住持位次」(世代)から、入寺の年次を明記したもの(戦国初期の文明年間まで)を拾い、それを統合して編年に配列した。

こうしたところ、时期的には弘安二年(一二七九)→文明十一年(一四八七)であること、東福寺(京都五山。聖一派総本山、度弟院)の世代が全く見えないことに気付く。東福寺の「住持位次」には、多くの世代(一→二三八世)を載せながら、それぞれの入寺時期を記した例が全く見えないからである。

② 本表に、No.(通し番号)、西暦、年月日、五山世代、住持名、記事、収録頁(「扶桑五山記」での)、そして大日本史料の欄を設けた。

先ず「年月日」欄は、いうまでもなく入寺の時期を示してあり、ここでは「扶桑五山記」の通りに表記したが、他の史料と対照して、より正確な事実を得られる場合、その旨を注に記した。特に「大日本史料」未刊の時期については留意した。もちろん「大日本史料」既刊分についても、点検して、いくらか補正できた。

そして「記事」欄には、住持位次の記事で特記したいものを拾って示してみた。例えば相国寺三四世の叔京妙祁の場合(本表No.78)、「記事」欄では「不入寺、辞世頌」と摘記したが、「扶桑五山記」における原文は次の通りである(一二三九頁)。

卅四、叔京禾上、諱妙祁、嗣廣照、應永卅二年乙巳七月十九日、領公文、不入寺、甲州人、永享八年丙辰十二月廿六日、示滅於西山松泉菴、春秋六十五、自作棺銘曰、如來涅槃

梓、金棺用之、山僧唱滅、木棺爲宜、諸方舊例、蝕蠹太侈、維中古式、匪先佛規、叮囑諸子、不用倣子、不用倣時、微分賤劣、薄葬可師、坐脫臥化、祖佛威儀、啓手足間、々勿容疑、踏翻三有、超方遊嬉、通子一線、諱々傷慈、觀面不委、閃電已遲、嗚、臨滅作頌百首、名曰胡家曲子、又作辞世頌曰、枯生死海、空涅槃城、轉身法界、青天雷轟、ここに「辞世頌」の本文も示されている。本表に摘記した「遺偈」や「頌」についても、同様に、それぞれの本文は「扶桑五山記」の該当箇所示されている。

また「不入寺」とあるが、史料収集したところ、この際の入寺疏(山門疏)の原文に出会った(注26)。本表に摘記された「不入寺」(あるいは「不入院」「不住山)については、実際に点検したところ、この他にも入寺語録(注27)とか入寺疏(注31、39)の本文が残っている例が見られる。しかも未刊史料のままのこともあり、そのような場合、適宜、注に本文を紹介した。なおこの辺りの実態については、あらためて検討したい。

そして「不入寺」(「不入院)の例は、ご覧のように、相国寺と建仁寺について見られる。相国寺の場合、「不入寺」は応永二十五年(一四一八)の盛元梵鼎の時(No.69)から始まる。この梵鼎について、「扶桑五山記」では世代に入れているが(相国寺二六世)、「相国寺前住籍」では世代に入れていない。「相国寺前住籍」(内閣文庫所蔵)では次のようになっていいる。

○ 第二十五世、慶仲和尚、諱周賀、嗣普明国師、応永二十三年丙申八月二十四日入寺(下略)

○ 再住、智海大珠禅師、応永二十五年戊戌三月二十七日入寺
△ 盛元和尚、諱梵鼎、嗣前住臨川嶽雲和尚、応永二十五

年戊戌二月二十八日領公文、換両班不住（下略）

○ 第二十六世、無説和尚、諱景演、嗣常光国師、応永二十五年戊戌八月十二日入寺（下略）

以後、相国寺の「不入寺」の場合、「扶桑五山記」では世代に入れているが、「相国寺前住籍」ではそうではないので、双方で世代の数え方が大きくずれていく。

建仁寺の場合、「不入院」は既に同寺七二世の祥庵梵雲（応永二十四年三月五日寂、「建仁寺住持位次簿」）のときから見られるが、「不入院」の時期が明記されているのは下って文明五年（一四七三）の秋柏正茂（二〇五世）の時（No157）からである。なお建仁寺の場合、この「扶桑五山記」のみでなく、「建仁寺住持位次簿」でも「不入院」（不入寺）を世代に入れているので、相国寺の場合とは事情が違う。

また建仁寺二一八世の天隠竜沢の場合（No171）、「扶桑五山記」における原文は次の通りである（一八五頁）。

二百十八世、天隠龍澤、十住、山門・諸山・江湖正宗、道舊桃源、同門古桂。

文明十五年二月廿二日受請、三月十六日入院

本表の「記事」欄でもその通りに示したが、何しろ入寺疏について列挙されている。このような場合、それぞれの入寺疏の原文の検索に努め、特にそれらが未刊の場合、適宜、注にその本文を紹介した。

③ 本表の末尾に、参考のため「大日本史料」欄を設けた。既刊の「大日本史料」該当箇所において、この「扶桑五山記」が引用されている場合はその旨を「大日本史料」の編冊（6編22）などで示した。「大日本史料」未刊の時期については「史料綜覧」（本表では「綜覧」と略す）を検索したが、その場合についても同様である。

注

例えば「臥雲日件録抜尤」享徳三年（一四五四）六月十一日条に「勝定梵濬首座来、領備中常興寺公帖、因出入寺法語、无入院而有法語耳」と見える。当時、この備中常興寺（諸山）のように、地方の五山系寺院についても同様な状況であったと察せられる。

[五山住持入寺年表]

No	西曆	年 月 日	五山世代	住持名	記 事	収録頁	大日本史料
1	1279	弘安2・8・21入寺(注1)	建長5	無学祖元		115	
2	1307	徳治2入寺(注2)	建仁17	約翁徳俊		169	
3	1313	正和2・8・1入寺(注3)	南禅3	一山一寧		68	
4	1318	文保2・12・3入寺(補注1)	南禅5	約翁徳俊	頌	68	
5	1321	元亨1・8・晦入寺	南禅7	双峯宗源	遺偈	68	
6	1324	元亨4・9入寺	南禅8	浄光鏡円		69	
7	1325	正中2・8・29入寺(注4)	南禅9	夢窓疎石		69	
8	1326	嘉暦1入寺	南禅10	潜溪処謙		69	
9	1330	元徳2・10・11入寺	南禅11	元翁本元		69	
10	1333	建武癸酉入寺(注5)	建仁23	清拙正澄		170	
11	1336	建武3入寺	南禅14	清拙正澄	頌	70	
12	1339	暦応2・3・14入寺	南禅15	虎関師錬	頌	70	6編5
13	1341	暦応4・4・13入寺(注6)	南禅16	竺仙梵僊	頌	70	
14	1345	康永4・1・18入寺(注7)	建仁30	雪村友梅		171	
15	1345	康永4入寺	南禅19	蒙山智明	頌	71	
16	1348	貞和4入寺	南禅20	乾峯士曇	遺偈	71	
17	1348	貞和4入寺	南禅21	無隠元晦		71	
18	1348	貞和4入寺	建仁32	無隠元晦		171	6編12
19	1350	観応1・8・5入寺	建仁35	竜山徳見	大元天暦3(1330)・ 6住寧州兜率寺(注8)	171	
20	1350	観応1・10・10入寺	南禅22	大陽義冲	頌	71	6編13
21	1352	観応3・4・8入寺	南禅23	東陵英瑛		71	6編16
22	1352	文和1、住天竜	天竜4	固山一鞏	貞和住東福(注9)	85	6編16
23	1355	文和4入寺	建仁37	無雲義天		171	
24	1359	延文4・7・8入寺(注10)	万寿	中巖円月		227	6編22
25	1362	康安2・4・19入寺(注11)	建仁42	中巖円月		172	
26	1367	貞治6・10・3入寺、応安1春退院	建長41	中巖円月		119	6編28
27	1373	応安6・冬、住天竜(注12)	天竜13	天境盡致	南禅32世	86	6編38
28	1380	康暦2・4・4入寺(注13)	建仁55	義堂周信		173	
29	1385	至徳2・3・21入寺(注14)	南禅44	義堂周信		73	
30	1385	至徳2奉旨董天竜	天竜21	中山法穎	南禅47世	87	
31	1386	至徳3・7・28~開説公帖	相国2	春屋妙葩		134	
32	1386	至徳3・10・26入寺(注15)	相国3	空谷明応	辞世頌	135	
33	1386	至徳3・冬、入寺	天竜23	椿庭海寿	○汝霖製山門疏(注16) ○南禅46世	88	
34	1388	嘉慶2・7・22入寺(注17)	相国4	太清宗渭		135	
35	1388	嘉慶2・11・8入寺	相国5	雲溪支山		135	
36	1392	明徳3・10・3入寺(注18)	相国6	絶海中津	頌	135	
37	1394	応永1・7・8入寺	相国7	物先周格		135	7編1
38	1394	応永1・11・1入寺	相国3住	空谷明応		135	7編1
39	1397	応永4・2・28入寺	相国再住	絶海中津		135	7編2
40	1397	応永4・3入寺	天竜30	大照円熙	松蔭製山門疏	88	7編2
41	1397	応永4・7入寺	天竜31	器之令篋	松蔭製山門疏(注19)	88	7編2
42	1398	応永5・8・4入寺	相国8	万宗中泐		136	7編3

43	1399	応永6・8入寺	天竜33	益叟福謙	○松蔭製山門疏(注20) ○相国18世	89	
44	1400	応永7・3・8入寺	相国9	観中中諦		136	7編4
45	1401	応永8・8・11入寺	相国3住	絶海中津		136	7編5
46	1402	応永9・2・13入寺	相国再住	万宗中泐		136	
47	1402	応永9・3・8入寺	相国10	大岳周崇		136	7編5
48	1403	応永10・8・19入寺	相国11	中山中嵩		136	7編6
49	1401	応永10・8入寺	天竜38	在中中淹		89	7編6
50	1404	応永11・10・24入寺(注21)	相国12	無求周伸		136	7編6
51	1405	応永12・8・17入寺	相国13	在中中淹		136	7編7
52	1407	応永14・8・21入寺	相国14	少林周繁		137	7編9
53	1407	応永14・10・3入寺	相国15	東啓梵晃		137	7編9
54	1408	応永15・8・27入寺	相国16	円鑑梵相		137	7編10
55	1408	応永15・11・2入寺	相国17	大周周奮		137	7編11
56	1409	応永16・3・14入寺、同17結制退院	建仁81	仲方円伊		135	7編11
57	1409	応永16・3・29入寺	相国18	益叟福謙		137	7編11
58	1409	応永16・8・28入寺	相国3住	万宗中泐		137	7編12
59	1409	応永16・12・24入寺	相国再住	円鑑梵相		137	7編12
60	1410	応永17・3・23入寺	相国19	鄂隠慧奩		137	7編13
61	1411	応永18・7・28入寺	相国20	簡翁志敬		137	7編14
62	1411	応永18・12・11入寺	相国21	象先梵超		138	7編15
63	1413	応永20・3・23入寺	相国22	巖中周墨		138	7編18
64	1414	応永21・8・10入寺	相国23	西胤俊承		138	7編20
65	1415	応永22・8・25入寺	相国24	柏堂梵意		138	7編22
66	1415	応永22入寺	天竜57	大愚性智	南禅93世、有七処九会語(注22)	91	7編22
67	1416	応永23・8・24入寺	相国25	慶仲周賀		138	7編25
68	1418	応永25・3・27入寺	相国再住	巖中周墨		138	綜覧7
69	1418	応永25・2・18領公文	相国26	盛元梵鼎	不入寺	138	
70	1418	応永25・8・12入寺(注23)	相国27	無説景演		138	
71	1419	応永26・8・11入寺(注24)	相国28	古幢周勝		139	
72	1421	応永28・7・16領公文	相国29	一関周玄	不入寺	139	
73	1421	応永28・8・12入寺	相国30	元容周頌		139	
74	1421	応永28、領相国帖	天竜68	一関周玄	南禅99世	92	
75	1423	応永30・8・16入寺	相国31	元璞慧珠	辞世頌	139	綜覧7
76	1423	応永30・9・27(入寺)	相国32	海門承朝		139	綜覧7
77	1424	応永31・4・28入寺(注25)	相国33	誠中中款		139	
78	1425	応永32・7・19領公文	相国34	叔京妙祁	不入寺、辞世頌(注26)	139	綜覧7
79	1425	応永32・8・19入寺	相国再住	古幢周勝		140	綜覧7
80	1427	応永34・8・3入寺	相国35	雲菴周悅		140	綜覧7
81	1428	応永35・3・14領公文	相国36	仲晦周光	不入寺	140	綜覧7
82	1428	正長1・3・20入寺	相国37	用剛乾治		140	
83	1428	正長1・11・13領公文	相国38	恕中中誓	不入寺(注27)	140	綜覧7
84	1428	正長1・11・19領公文	相国39	玉岫英種	不入寺	140	
85	1428	正長1・12・2入寺	相国40	星岩俊列		140	綜覧7
86	1429	永享1・6・27入寺	相国41	月溪中璣		141	綜覧7
87	1429	永享1・9・5領公文	相国42	鈍中金鋭	不入寺	141	

88	1430	永享2・8・10入寺	相国43	春林周藤		141	綜覧7
89	1431	永享3・8・24入寺	相国再住	恕中中誓		141	綜覧7
90	1431	永享3・11・23入寺(注28)	相国3住	古幢周勝		141	
91	1432	永享4・3・29入寺	相国44	宝山乾珍		141	綜覧7
92	1432	永享4、奉公命、列天竜之位	天竜91	竜室道湖	宣徳8(1433)・7・24 示寂於杭州	94	
93	1433	永享5・7・28入寺	相国45	徳仲等懋		141	綜覧7
94	1434	永享6・7・18領公文	相国46	周中周本	不入寺	141	綜覧7
95	1435	永享7・8・11入寺	相国47	竺雲等連		141	綜覧7
96	1436	永享8・3・24入寺	相国再住	宝山乾珍		142	
97	1436	永享8・8・9入寺	相国再住	星岩俊列		142	綜覧7
98	1437	永享9・3・11領公文	相国48	子建乾植	不入寺	142	
99	1437	永享9・8・19入寺	相国49	柏心周操		142	
100	1439	永享11・2・13入寺	相国再住	用剛乾治	無入院之儀式、又無上 堂(注29)	142	
101	1440	永享12・8・29入寺	相国50	瑞溪周鳳		142	
102	1440	永享12入寺	天竜99	心関清通	心田製江湖疏(注30)	95	
103	1441	嘉吉1・8・6領公文	相国51	一源慧統	不入寺	142	
104	1441	嘉吉1・8・28入寺	相国52	東岡周嶸		142	
105	1441	嘉吉1・9入寺	天竜102	惟宗徳輔	南禅167世、東福113世	95	
106	1441	嘉吉1・12・9領公文	相国53	友山清師	不入寺	142	
107	1442	嘉吉2・1・19領管領帖	相国54	虎山永隆	不入寺(注31)	142	
108	1442	嘉吉2・3・23入寺	相国55	芷陽周沅		142	
109	1442	嘉吉2・10入寺	天竜105	玉霄徳瑛	村菴製同門疏(注32)	95	
110	1443	嘉吉3・6・18領公文	相国56	平仲中衡	不入寺	143	
111	1443	嘉吉3・7・17領公文	相国57	明遠俊詰	不入寺	143	
112	1443	嘉吉3・12・24入寺	相国58	東岳昕泰		143	
113	1444	文安1・2・28入寺	相国59	子鞏全固		143	
114	1444	文安1・12・29入寺	相国60	性天景繕		143	
115	1445	文安2・8・12入寺	相国61	温仲承颯		143	
116	1446	文安3・9・22入寺	相国63	雪心等柏		143	
117	1447	文安4・3入寺	天竜116	季照中明		96	
118	1447	文安4・8・28入寺	相国64	東沼周巖		143	
119	1447	文安4・10・15入寺	相国65	仲黙慈弁		143	
120	1448	文安5・4・28領公文	相国	芳源周沼	不住山	144	
121	1448	文安5・8・10入寺	相国66	東旭等輝		144	
122	1449	文安6・3・10入寺	相国67	古邦惠淳		144	
123	1449	宝徳1・8・27入寺	相国68	静甫周詰		144	
124	1449	宝徳1・12・25入寺	相国69	春溪洪曹		144	
125	1450	宝徳2・9領公文	相国	竜岡真圭	不住山	144	
126	1450	宝徳2・9領帖	相国	東雲等甲	不住山?	144	
127	1450	宝徳2・11・3入寺	相国70	徳翁中佐		144	
128	1450	宝徳2・12・29入寺	相国71	察堂洪省		144	
129	1450	宝徳2住山	天竜127	東岳澄昕	南禅185世、相国45世	97	
130	1451	宝徳3・9・11入寺	相国72	以鈍等鋭		144	
131	1452	宝徳4・3・16領公文、同23日入寺	相国73	用堂中材		144	

132	1453	享徳2・7・24領公文、8・9入寺	相国74	竹香全悟		145	
133	1454	享徳3領公文、9・8入寺	相国75	文溪永舒		145	
134	1455	享徳4・8入寺	天竜133	月泉詳洵	東福136世、南禅198世	97	
135	1455	康正1・9・26入寺	相国76	順溪等助		145	
136	1457	康正3・4・1入寺	相国再住	春溪洪曹		145	
137	1457	康正3・8・12入寺	相国78	仙岩澄安	康正3・9・29定山門 規式	145	
138	1457	康正3・10・28領公文、11・21入寺	相国79	徐岡梵詳		145	
139	1458	長祿2・9・15入寺	相国80	柏岩周寿		145	
140	1458	長祿2入寺	天竜141	九峯以成	建仁210世	98	
141	1459	長祿3・2・18領公文、3・5入寺	相国81	以仁俊誉		145	
142	1459	長祿3・11・晦、領公文、12・14入寺	相国82	修山光護		145	
143	1460	長祿4・2・5領公文、同13日入寺	相国83	天英周賢		145	
144	1460	長祿4・6・3領公文、換班、同17 日入寺	相国84	伯芳周蒞		146	
145	1460	長祿4・7・4領公文、同11日入寺、 不換兩班、8・10西明樓、白日自破 却、依之遂退院	相国85	以遠澄期		146	
146	1460	長祿4・8・27入寺	相国再住	静甫周詰		146	
147	1460	寛正1・12・13領公文、同19日入寺	相国86	雪菴澄郢		146	
148	1462	寛正3・2・17領公文、3・11入寺	相国87	維馨梵桂		146	
149	1464	寛正5・7・23領公文、8・6入寺	相国89	棠隠等爽		146	
150	1465	寛正6・2・4領公文、同13日入寺	相国90	璧溪等瑣		146	
151	1465	寛正6・8・6入寺	相国91	松堂守蔭		146	
152	1466	文正1・5・8領公文、同15日入寺	相国92	仲言本横		146	
153	1467	応仁1・2・19領公文、3・12入寺	相国93	玉崖梵瑋		146	
154	1467	応仁1・7・19入寺	相国再住	維馨梵桂		147	
155	1472	文明4	建仁203	文苑等章		184	8編6
156	1472	文明4・12・2	建仁204	珠溪口真		184	8編6
157	1473	文明5・6	建仁205	秋柏正茂	10住、不入院	184	
158	1473	文明5	建仁206	自成秀瑛	不入院	184	
159	1474	文明6・6	建仁208	宝洲宗衆	不入院	184	
160	1476	文明8・8・22	建仁209	始建中隗	不入院	184	
161	1477	文明9・12	建仁210	九峯以成	不入院	184	
162	1478	文明10・11・12入寺	天竜143	牧菴景忠	有同門疏・道旧疏(注33)	98	
163	1478	文明10・11・15入寺	相国3住	維馨梵桂		147	
164	1478	文明10	建仁211	太虚梵全	不入院	184	
165	1478	文明10・11	建仁212	鐘阜永豊	不入院	184	
166	1479	文明11・2	建仁213	文紀曇郁	3住(注34)	184	8編11
167	1479	文明11	建仁214	春江原韶	不入院	184	
168	1480	文明12	建仁215	繼章元暉	3住	184	
169	1480	文明12	建仁216	東岩口暎	不入院	184	
170	1480	文明12・9・27(注35)	建仁217	正宗竜統	8住	185	
171	1483	文明15・2・21受請、3・16入院 (注36)	建仁218	天隠竜沢	○10住 ○山門・諸山・江湖正宗 (竜統)、道旧桃源(瑞仙)、 同門古桂(弘禧)(注37)	185	8編14

172	1483	文明15・12・3入寺	建仁219	子才清 鄭	道旧月舟(寿桂)(注38)	185	8編15
173	1484	文明16・6・26	建仁220	密溪清 堅	7住、不入院(注39)	185	8編16
174	1484	文明16・7	建仁221	大梅源 梁		185	8編16
175	1484	文明16・9入寺	天竜145	舜沢周 薫	有入寺語、月舟有江湖疏(注40)	99	8編16
176	1484	文明16・11・19	建仁222	廷瑞祖 兆	山門古桂(弘禧)(注41)	185	
177	1485	文明17・4・21領公文、同28日入寺	相国94	横川景 三		147	8編17
178	1485	文明17、入寺	天竜146	益之宗 巖		99	
179	1486	文明18・8・9領公帖、同16日入寺	相国95	桃源瑞 仙		147	8編18
180	1486	文明18・9・11入寺	天竜147	竺心梵 密		99	8編19
181	1486	文明18・9・18領公帖、同27日入寺	相国96	金溪梵 鐸		147	
182	1486	文明18	建仁224	喜足口 噤	不入院	185	
183	1486	文明18	建仁225	合浦永 琮	不入院	185	
184	1487	文明19	建仁226	登瀛永 鶴	不入院	185	
185	1487	文明19結制後6日	建仁227	叔幹祥 楨	不入院	185	
186	1487	文明19	建仁228	松年孝 寿	不入院	185	

〔五山住持入寺年表〕注

- (1) 「仏光国師語録」所収「仏光円満常照国師住日本国相州巨福山建長興国禅寺語録」の冒頭にも「弘安二年八月二十一日入院」と見える。「大正新修大藏経」第八十巻、以下「大正蔵」八十などと略称する。
- (2) ここで「徳治二入寺」とあるが、入寺語録、即ち「仏燈禅師語録」(内閣文庫所蔵)所収「平安城東山建仁禅寺語録」の冒頭には「徳治改元臘月三十日入院」とあるので、「徳治元年」の年末に入寺したことが事実であろう。
- (3) 「山国師語録」所収「住在城瑞竜山太平興国南禅寺語録」の冒頭にも「師於正和二年八月一日入院」とある(「大正蔵」八十)。
- (4) 「夢窓国師語録」所収「夢窓正覚心宗普濟国師住山城州瑞竜山南禅寺語録」の冒頭にも「正中二年八月二十九日入院」とある(「大正蔵」八十)。
- (5) 「扶桑五山記」では斯様に「建武癸酉入寺」とあるが、実は「建武」年間に「癸酉」に該当する年はない。「清拙和尚語録」所収「清拙和尚住山城州東山建仁禅寺語録」の冒頭に「師於元弘三年癸酉九月十八日、在相模州建長禅居庵、欽奉聖旨、住京都東山建仁禅寺、十月二十日入寺」と見え、これらにより、「大日本史料」も元弘三年(癸酉、一三三三)のこととしている(六編一)。「建武癸酉」とは建武政権期の「癸酉」の年の意、即ち元弘三年であろう。
- (6) なお「竺儂和尚語録」所収「住南禅寺語録」の冒頭には、「師於曆応四年辛巳三月二十日、自關東浄智稜迦院受請、左武衛將軍奉詔、迎至京師、四月初六日以太上天皇所降院宣、選十三日入寺」とあって(「大日本史料」六編六、「大正蔵」八十)、その間の事情が詳しく記されている。
- (7) ここで「康永四年一月十八日入寺」とあるが、例えば「雪村和尚語録」所収「山城州東山建仁禅寺語録」の冒頭に「師於康永四年乙

酉二月十八日入院」とあるなど、殆どの史料が「二月十八日」のこととしている。「大日本史料」もそれに従っている（六編八）。ここで「一月」とあるのは誤りだろう。

(8) これに照応する史料として、『黄竜十世録』所収の、「寧州兜率禪寺請竜山和尚疏」（山門疏—天曆三年六月疏、諸山疏—至順元年七月疏、江湖疏—至順元年六月疏）および「竜山和尚初住隆興府竜安山兜率禪寺語録」がある（玉村竹二編『五山文学新集』三三）。

(9) 貞和元年（一二四五）四月二十日、一輩は東福寺住持（二十二世、扶桑五山記）となり同寺に入寺している（『大日本史料』六編八）。

(10) 『中巖和尚語録』所収「仏種慧濟禪師住京城万寿禪寺語録」の冒頭にも、「師於延文四年己亥七月八日入院」と見える（『五山文学新集』四）。この語録の記事は基本的史料だが、『大日本史料』の該当箇所（六編二十二）に引用されていない。

(11) 『中巖和尚語録』所収「仏種慧濟禪師住東山建仁禪寺語録」の冒頭にも、「康安二年壬寅四月十九日入院」と見える。この記事は、実は『扶桑五山記』の記事と同様、『大日本史料』（六編二十四）の該当箇所引用されていない。

(12) 正確には、応安六年十月二十八日のことである（『大日本史料』六編三十八）。

(13) 『義堂和尚語録』所収「住京城東山建仁禪寺語録」の冒頭に、「師以康曆二年庚申二月十九日、在相陽報恩禪寺、受右府請、四月四日入寺」とある（『大正藏』八十）。この時期は『大日本史料』六編未刊だが、これら史料により、いまのところ康曆二年四月四日条「幕府、周信（義堂）ヲ建仁寺住持ト爲シ、是日、周信入寺ス」という網文が与えられよう。公帖の原文が明らかになれば、もっと日付が早まることもあろうが。念のためにいえば、公帖の日付と受請の日付とは必ずしも一致しない。例えば応永二十四年（一四一七）、大愚性智が南禪寺住持となる場合、公帖の日付は二月廿九日で、受請は

三月三日、そして入寺は二十七日である（『大日本史料』七編二十七）。

(14) 『義堂和尚語録』所収「住瑞竜山太平興國南禪寺語録」の冒頭に「師於至徳二年乙丑二月二十一日、在大慈院奉勅、三月二十日入寺」とあって（『大正藏』八十）、入寺の日付が『扶桑五山記』の場合とは異なるが、この語録の記事が正確なのかもしれない。この時期は『大日本史料』六編未刊である（明徳三年—一三九二まで）。

(15) 『常光国師語録』所収「山城州万年山相国承天禪寺語録」の冒頭に、「師於至徳丙寅（一三八六）十月二十六日入寺、於鹿苑受請」とある（『大正藏』八十一）。

(16) これに該当する本文として、『汝霖佐禪師疏』所収「椿庭和尚住天竜山門」がある（『五山文学新集』別巻二の五〇九頁）。

(17) 『太清録』所収「相国承天禪寺語録」の冒頭にも、「於嘉慶二年七月廿二日入院」とある。

(18) 『絶海和尚語録』所収「絶海和尚住山城州万年山相国承天禪寺語録」の冒頭に、「師於明徳三年壬申八月晦日、就北山等持院受請、十月初三日入寺」とある（『大正藏』八十）。

(19) この「山門疏」に該当する原文は、一向に管見に入らないが、松蔭常宗（夢窓派。応永十四年三月一日寂、『大日本史料』七編八）の著述だといわれる四六文集『春雨集』に収録されていたのかもしれない（『春雨集』は未見）。なおこの際の「諸山疏」は、その原文が『曇仲遺業』所収「器之住天竜諸山」として見られる（『五山文学新集』一の九五九頁）。但しこの諸山疏は、『大日本史料』の該当箇所（七編二）に収録されていない。

(20) この「山門疏」の原文は、一向に管見に入らない（前注19と同様）。この際の「諸山疏」は、その原文が「惟肖巖禪師疏」所収「益叟和尚住天竜諸山疏」として見られる（『五山文学新集』二の二一〇頁）。ここで斯様に『扶桑五山記』の記事や「諸山疏」があるが、実は『大日本史料』の該当箇所（七編四）に網文が見えない。当面、新たな

に応永六年八月是月条「福謙（益叟）、天竜寺住持ト為リ、入寺ス」とでも綱文を与えて、追加してよいかもされない（補遺）。

(21)「無求和尚語録」（京都慈照院所蔵）所収「住万年山相国承天禪寺語録」の冒頭には「応永十一年甲申十月八日於臨川寺方丈受請、同廿六日入寺」と見え、入寺の日付が「扶桑五山記」の場合とは異なるが、この語録の記事（十月廿六日入寺）が正確なのかもしれない。「大日本史料」の該当箇所（七編六）では、「扶桑五山記」の記事に従って入寺の時期を「十月廿四日」にしているが、そこで引用されている「鹿苑僧録歴代記」などでも「十月廿六日」と記されている。

なおこの語録は、斯様に年月日が明記されているにかかわらず、「大日本史料」の該当箇所引用されていず、また未刊史料で、白文のままである。ここに本文について、その前半部分、拈香部分までを提示しよう。適宜、読点を施した。

〔無求和尚語録〕

住万年山相国承天禪寺語録 応永十一年甲申十月八日於臨川寺方丈受請、同廿六日入寺

山門

天王華屋從門入得、百億帝網重々交羅、八万法門塵々具足、

仏殿

殿裡底是何物、拳坐具云、不是心、不是仏、不是物、

土地

護法護人、無党無偏、要見山僧十萬八千、

祖師

一花五葉芳騰十方、滔天之浪起於濫觴、

拋室

毘耶杜口、摩竭掩室、無心割城、有意受壁、山僧主丈子今日正開

封、卓上一下云、徵諸侯於玉帛、

帖

諸仏依此出世、列祖依此振綱、拳帖云、洪恩山岳重一飯不可忘、

山門疏

門内事門外人、不識趙州葫蘆掛西壁、

諸山疏

湘之南、潭之北、花簇々、錦簇々、

江湖疏

隔江招手、傾蓋相知陽春白雪、有知音、何必黃金鑄子期、

同門疏

吹埙吹篴、千年古調、拾得作舞、寒山大咲、

拈衣

提起衣云、直從兜率弥勒親伝咲他鷄足持待驢年、

登座

歩々通宵路、著々出身地、坐断毘盧頂是法住法位、

祝聖

恩籠九域仁被八区、扇盤媧太古之淳風、播義軒無私之至化、

檀那

輔聖明之汪化、暢祖域之玄風、海宇承平、国基永固、

(下略)

(22)これに該当する「堆雲和尚七処九会録」所収「住靈龜山天竜資聖禪寺語録」の冒頭に「応永二十二年乙未八月十八日、在大慈庵受相府請、九月二日入寺」とあって、大愚性智の入寺の時期が正確に記されている（『大日本史料』七編二十二）。

(23)「叢林文藻」（史料編纂所蔵）所収「演無説住万年山相国寺」の冒頭に、「応永廿五年八月十二日」とある。これは入寺語録だが、未刊のようだし、「大日本史料」（七編）未刊の時期のものである。

(24)「叢林文藻」所収「古幢和尚住相国寺」の冒頭に、「応永廿六年八月十一日 歳五十」とある。これも入寺語録で、未刊のようなので、ここに試みに本文を示しておこう。適宜、読点を施した。

古幢和尚住相国寺 応永廿六年八月十一日 歳五十

山門 三門齊開門直入、驟歩云、中下之流仰望不及、喝、
仏殿 前仏憐命、後仏紀綱、放開線路、応化無方、
土地 威靈燁赫、草偃風行、已受仏勅、力護法域、
祖師 不来東土、不行西天、冤家聚頭、黑蜜黃連、
室 大衆我這室中、寛容大虚密不通風、当陽堆坐四海雷同、
卓一下、

帖 威加海内、言滿天下、黼黻宗猷輝映法社、只這箇維那
对衆宣説、不在尋常者也之乎、

衣 両手分付全肩担取、大法千鈞系這一縷、

山門疏 一寶一主、無異無同、須是相忘於道術、自然和氣一団中、

諸山疏 東山玉立、西嶺藍青、 壯我門庭、

法座 坐断須弥盧不掛灯、王仏高作師子吼、請聽無畏説、

(25) 『叢林文藻』所収「誠仲和尚住相国寺」の冒頭に、「応永三十一年四月廿八日」とある。これも、前注(23、24)同様に本文未刊である。

(26) 『扶桑五山記』では斯様に「不入寺」と記されているが、「瑞溪疏」にこの際の山門疏の本文が収録されており、年次つきである(『五山文学新集』五の六〇二頁)。

叔京^(三十七)西堂住相国山門 應水乙巳^(三十七)

國師匡學徒於茲山、前六客後六客、宗匠揚先烈於季世、彼一時此一時、余曰后来我蘇、宜哉父作子述、某、渾金瓊玉、聳壑昂霄、組練長驅十萬夫、筆陣無敵、飛流直下三千尺、學海有源、北山鷄怨其可記耶、東閣台命之所加也、濟多士、雖諸昆並化于今時、咄々逼人、非此老孰任乎重寄、德香掬月中桂子、法筵散天上曼陀、宗有師師有傳、力弘佛智、願至王々至帝、仰祝聖明、

(27) 『扶桑五山記』では斯様に「不入寺」とあるが、『叢林文藻』に「恕中和和尚住相国寺」が収録されており(但し年月日なし。未刊)、この

際の入寺語録だといえる。

(28) 『叢林文藻』所収「古幢和尚三住相国」の冒頭には、「永享三年十月廿三日」とある(「十月」である)。これも未刊の入寺語録だが。

(29) これと似た表現だが、南北朝中期の文和二年(一三三三)六月、大道一以が普門寺住持になった際の語録に「入寺之式略之、因無法語」と見える(『大道和尚語録』、『大日本史料』六編十八)。

(30) これに該当するものとして、「心田播禪師疏」所収の「江湖」項に「心関住天竜」がある(『五山文学新集』別巻一の七七九頁)。

(31) 『扶桑五山記』では斯様に「不入寺」と記されているのに、入寺疏の本文も残っている。諸山疏が、「晦夫集」(東福寺大機院所蔵)所収の「諸山」項に「虎山住相国」としてあり(未刊)、序の部分もつ。江湖疏が、「統翠稿」所収の「江湖」項に「虎山住相国」としてあり(『五山文学新集』別巻一の二五六頁)、序をもち、そこに年次も記されている。ここで後者、江湖疏の冒頭部分、即ち序と疏のはじめの部分(兼頭、八字称)を示しておこう。『大日本史料』七編未刊の時期である。

虎山住相国

竊承、壬戌春、副樞府京尹源公、欽奉

府命、特起 前等持大禪師虎山和尚於鹿苑精舎、住持 萬年山相國承天禪寺、吾黨咸喜曰、偉哉茲舉、禪師乃鹿苑相公之遺体、而爲 先相公之貴弟也、鹿苑爲都僧録司、而宗門之元氣、在於茲也、矧前年、先相公、捨我蒼生、而今 嗣公尚幼、雖有碩望之輔、列其左右、亦有借陰重於 禪師餘力之暇、則不翅爲國家梁倚之寄也、其德盛矣、則茲舉、匪宗門之私慶、固 朝議攸率從、豈不偉哉、於是凡在江湖、欲緘弗能、輒製駢儷、少抒賀忱云、
黄金鑄印 爭如心印之傳宗
華袞爲衣 豈及信衣之有記

知輕重固丈夫也 法門阿衡

合進退其聖者乎 慈濟寶筏

(下略)

(32) これに該当するものとして、「村庵蓮」下巻所収の「玉霄住天竜同門疏」がある(『五山文学新集』二の四〇八頁)。

(33) このうち「同門疏」に該当するものとして、「雪樵独唱集」所収の「牧庵住天竜同門 有序」がある(『五山文学新集』五の四三五頁)。

なおこの牧庵景忠が天竜寺住持になったという事実は、『大日本史料』(八編)には採用されていないようだが、ここに「扶桑五山記」や同門疏を史料として、新たに綱文を追加してもよからう(八編十の補遺)。

この同門疏の冒頭部分、即ち序と疏のはじめの部分(兼頭、八字称)は次の通りである。

牧庵住天竜同門 有序、

靈龜山天龍資聖禪寺、迺海内鉅禪叢、而久闕其主、大檀越准三宮、

特傳鈞旨、記前萬季牧庵法兄禪師於備之舊里、往以補處、若稽乃

翁惠林大士、嘗董茲席之日、有朝命陞其位爲五峯第一、然禮樂之

盛、輪奐之美、殆乎可與徑塢抗衡焉、比年諸刹之鱗次于洛瀝者、

悉廢於兵火、茲山亦罹其厄而未復舊觀、視之者、誰弗泚頰、於是

相讓而謂、劫有成壞、々則必成、今其時也、豈忍安眠哉、輒披兼

拾磔、創覆簣之業、禪師期日而有斯舉、則天欲再植福者歟、因緝

詞作疏以慶、

雪峯久居閩郷 山川増秀

海月重開龜阜 瓦礫發光

寔師德有始以克終

猶天時自否而之泰

積澤未竭 德重緇林

洪基復新 某 輪超絳縣

(下略)

(34) なお「桂林駢儷」(史料編纂所謄写本)に「文紀住建仁山門 文

明十一己亥」が収録されており、この際の山門疏である。これら入

寺疏は、『大日本史料』の該当箇所(八編十二)に全く収録されてい

ず、この山門疏は、また未刊のようなので、ここに本文を示してお

きたい。

文紀住建仁山門 文明十一己亥

大覺応世 華藏開十々之門

小果赴機 清涼領三々之衆

当其有主有伴 某 学探淵源

論甚不去不来 胸貯雪月

而翁位弗称德 李広難封

此老実乃浮名 臧孫有後

倡定惠海棠句 和蘇溪木瓢歌

心御手々御心 僉曰北海之書太通

行願言々願行 宜乎東山之志不渝

天上紫泥惟新 門前白水如古

漢代二十四洞群玉 攬裳相隨

堯天万六千歳大椿 望闕式祝

(35) 正確には、「禿尾鉄若帯」所収「正宗和尚住東山建仁禪寺語録」の

冒頭に、「師於文明十二年庚子八月二十五日、在東山護国祖塔、受相

府請、九月二十七日入院」とある(『五山文学新集』四)。これは入

寺語録だが、実は『大日本史料』の該当箇所(八編十二)に収録さ

れていない。またそこで入寺疏のうち、諸山疏と道旧疏は収録され

ているが、山門疏・江湖疏・同門疏は新たに追加できよう。「桂林駢

儷」所収「正宗住建仁山門」、「雪樵独唱集」所収「正宗住建仁江湖」

(『五山文学新集』五の四四一頁)、「禿尾鉄若帯」所収「東山」同門

(同四の二二三頁)。

(36) 「扶桑五山記」では斯様に「文明十五年」としているが、既に「大

日本史料』八編十四で配列されているように、その一年前のこと、「文明十四年」と見るのが正しいであろう。事実、「天隱和尚語録」（建仁寺兩足院所藏）所収「東山建仁禪寺入寺語録」の冒頭に、「師於文明十四年壬寅二月廿一日、就大昌院受請、同三月十六日入寺」と明記されている。なお「大日本史料」の該当箇所（八編十四）には、この語録の、この箇所は収録されていないが、もちろん最も重要な史料だといえる。

(37) これら入寺疏の本文は、いずれも「大日本史料」の該当箇所（八編十四）に収録されていないが、次のように一括して「天隱和尚語録」に収録されている。山門疏（「桂林製」）、諸山疏（「文明壬寅春三月疏」）、江湖友社疏（「文明十四歲姑洗 正宗製」）、道旧疏（「文明壬寅三月疏」）、同門疏（「文明壬寅三月疏 古桂製」）だが、実は「五山文学新集」五で本文が翻刻されている（一三三二―一三三三頁）。またこのうち山門疏は「桂林駢儷」に「天隱住建仁山門 壬寅六月」として、同門疏は「桂子禅味」（建仁寺兩足院所藏）に「前真如天隱和尚住建仁同門」として、道旧疏は「桃源疏」（積翠文庫旧藏）に「天隱住建仁道旧」として収録されていることに気づく。

(38) 「幻雲疏藁」所収「前安国子才住建仁」（道旧疏）として、「大日本史料」の該当箇所（八編十五）に収録されている。「幻雲」は、月舟寿桂の別号。

(39) 「扶桑五山記」では斯様に「不入院」とあるが、「建仁寺住持位次簿」ではそうではなく「入寺」と記されており、「桂林駢儷」にこの際、山門疏の本文が収録されている（「大日本史料」八編十六）。

(40) このうち「入寺語」即ち入寺語録の本文は未見だが、「月舟有江湖疏」の方は「幻雲疏藁」に「舜沢住天竜」（江湖疏）として収録されている（「大日本史料」八編十六）。

(41) これに該当するものとして、「桂子禅味」所収「前真如廷瑞西堂住建仁山門」がある。未刊で、白文なので、適宜読点を施しつつ、そ

の本文を示しておこう。

「桂子禅味」（建仁寺兩足院所藏）

○前真如廷瑞西堂住建仁山門

申包胥之秦乞師要強我國、鷓夷子為越欲敵謀其身、蓋義士果於勇為、如宗匠急於利濟、某、量容湖海、名震華夷、痴翁之伝雲西賈遠不墜父業、慈昭之承濟北魏慕尚存祖風、允也道行一時自然氣空余子瞻、列祖正法眼破沙盆土蝕塵羅札、先師不動身降魔劍芒寒色正宏、開清涼化境示吉祥慈容、猿鶴豈知丈夫心乎、或出或処、龜龍固為王者瑞也、俾寿伸昌、

（補注1）因みに、これ（No.4）は「大日本史料」（五編）未刊の時期だが、対応する入寺語録として「仏燈禪師語録」所収「瑞竜山太平興國南禅寺語録」がある。この入寺語録は、無年号で、未刊のようだが、その時期（年次）は、このように概ね「扶桑五山記」によってわかる。このような実例は、中世全体にわたって見えるが（特に「叢林文藻」において多く見かける）、山口「入寺語録の構造と年表」（「東京大学史料編纂所研究紀要」八号、一九九八年三月）の別表（入寺語録年表）に示した次第である。ここにも「扶桑五山記」の史料の貴重性があるといえよう。

（二〇〇〇、一〇、二五成稿）